資料１

太子町立幼稚園幼児教育環境最適化委員会設置要綱

（目的）

第１条　この要綱は、太子町における園児数の推移及び社会状況の変化を踏まえ、将来にわたり質の高い幼児教育を安定的に提供するため、町立幼稚園の配置及び運営のあり方その他幼児教育環境の最適化について総合的かつ専門的に検討する太子町立幼稚園幼児教育環境最適化委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　委員会は、前条の目的を達成するため、太子町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、次に揚げる事項について調査及び研究を行い、教育委員会に提言するものとする。

⑴　町立幼稚園の配置及び規模の最適化に関すること。

⑵　町立幼稚園の今後の運営体制のあり方に関すること。

⑶　安全で質の高い幼児教育環境の整備に関すること。

⑷　その他幼児教育環境の最適化に関し教育委員会が必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

⑴　学識経験者

⑵　幼児教育関係者

⑶　地域の代表者

⑷　PTA関係者

⑸　小学校・幼稚園関係者

⑹　前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを延長することができる。

２　前項の規定にかかわらず、前条各号の委員が当該各号に掲げる職を失ったときは委員の職を失うものとする。

３　委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第５条　委員会に次の役員を置く。

⑴　委員長

⑵　副委員長

２　役員の選出は委員の互選による。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

（報償）

第６条　委員には、太子町報酬及び費用弁償に関する条例に準じて、謝礼を支給する。

（会議）

第７条　会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第８条　委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第９条　委員は、この委員会において知り得た情報を他に漏らしてはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第10条　委員会の庶務は、教育委員会こどもえがお課において処理する。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和８年４月１日から施行する。

（会議の招集の特例）

２　第７条第１項の規定にかかわらず、この告示の施行の日以降最初に開かれる委員会は、教育委員会が招集する。